

2012年6月13日

沖電気工業株式会社  
代表取締役社長 川崎秀一 殿

電機・情報ユニオン 関東地方本部  
執行委員長 東 健郎  
(連絡先)東京都港区三田3-2-20 TEL 03 3455 6006

【要 請 書】

貴社におかれましてはご健勝のことと存じます。

さて、すでに御承知の通り、沖電気グループの一員である株式会社 沖データ(以下「沖データ」という)において、労働者派遣法(以下派遣法)違反が発生しております。これは、沖データで8年5ヶ月間働き続けてきた派遣労働者が、群馬労働局に申告したことによって明らかとなったものです。申告を受けた労働局は、沖データへの立ち入り調査などを行い、派遣法違反を確認し、本年2月に是正を指導しました。

併せて、群馬労働局は当該派遣労働者を沖データで直接雇用することを数回にわたって推奨しましたが、沖データは今日まで当該労働者の直接雇用を拒否しております。

当該労働者が所属する電機・情報ユニオンは、沖データに団体交渉を申し入れ、沖データによる派遣法違反を指摘し、直接雇用について団体交渉を重ねて来ましたが、しかし、沖データは、派遣法違反を認めながら経営が苦しく増員する状況にないことや、法律に基づく推奨ではないと主張し、直接雇用を拒否しています。

沖データが派遣法違反として確認されたのは、派遣法第40条の2項違反(期間の定めのない政令26業務には該当せず、原則1年・最長3年を超えてはならない派遣労働を長期間させてきた)であり、派遣とは名ばかりで、沖データ正社員と同じように仕事をさせており、正社員や関連企業社員などに対する教育業務まで行なっていたことが群馬労働局の調査でも明らかにされたものです。

また、労働局が沖データに直接雇用を推奨したのは、労働省の通達(職発第1128002号)に基づくものであり、「派遣可能期間の制限に違反して役務の提供を受けるもの」に対しては「派遣先に対して対象労働者の直接雇用を」推奨したものであり、コンプライアンスやCSRを企業の行動規範としている沖グループがこれに従うことは当然の責務であります。

貴社が沖電気グループの主要企業である沖データが犯した派遣法違反について、その是正を沖データに厳正に実行させ、当該労働者を直ちに直接雇用するよう指導されることを要請します。

以上